特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	軽自動車税賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、軽自動車税賦課に関する事務での特定個人情報ファイルの 取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないこと を認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減さ せるための適切な対策を実施することで個人のプライバシー等の権利利 益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和5年11月13日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	軽自動車税賦課事務
②事務の概要	経目動車・税に、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽目動車等(原動機付目転車・小型特殊目動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。 1. 原動機付自転車や小型特殊自動車の申告受付事務 (1) 購入や譲渡により所有した場合による新規登録、名義変更 (2) 処分や譲渡、盗難などにより所有しななった場合による廃車 (3) 申告受付及び紛失等による標識交付証明書の交付 2. 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の軽自動車の登録事務 (1) 愛媛県軽自動車協会で受付した三輪以上の軽自動車の軽自動車税申告書の登録、変更、廃車 (2) 愛媛運輸支局で申告を受付した軽二輪及び小型自動二輪車の税申告書の登録、変更、廃車 (3) 軽自動車OSS連携システムにより申告を受付した新車新規車両にかかる税申告書データの登録 3. 軽自動車税の課税及び納税通知書発送事務 (1) 当初処理を行い、納税通知書を発送する (2) 賦課更正処理により更正及び随時課税等を行い、必要に応じ納税通知書を発送する (3) 返戻された納税通知書の調査 4. 軽自動車税減免、課税免除事務 (1) 一定の障がいを持つ者と生計を一にし、かつ、常時介護する者が所有する軽自動車の減免受付 (2) 一定の障がいを持つ者と生計を一にし、かつ、常時介護する者が所有する軽自動車の減免受付 (3) 公益のために直接専用すると認める軽自動車の減免受付 (4) 構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車の減免受付 (5) 教習の用に供する軽自動車等の課税免除受付 5. 調定表、統計資料作成事務 (1) 賦課異動処理結果を基に調定表を作成し、管理
③システムの名称	軽自動車税システム
2. 特定個人情報ファイル	名
軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令第16条 ○松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〇番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令第20条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	松山市 理財部 市民税課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel (089-948-6866) 松山市総務部文書法制課			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6302) 松山市理財部市民税課			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和5	年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重点項目評価書 3)基礎項目評価書及び全項目評価書 [基礎項目評価書及び重点項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記 載されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) <選択肢> 1) 特に力を入れている 目的外の入手が行われるリ [十分である] 2) 十分である 3) 課題が残されている スクへの対策は十分か 3. 特定個人情報の使用 <選択肢> 目的を超えた紐付け、事務 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている に必要のない情報との紐付け] [十分である が行われるリスクへの対策は <選択肢> 権限のない者(元職員、アク 1) 特に力を入れている 2) 十分である セス権限のない職員等)に [十分である] よって不正に使用されるリス 3) 課題が残されている クへの対策は十分か

4. 特定個人情報ファイル・	の取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・ 除く。)	移転(委託や情報提供ネッ	トワークシ	ステムを通じた提供を []提供・移転し	ない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(是供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[0]	内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I3 法令上の根拠		松山市個人番号の利用等に関する条例第3条 第1項第3号、同条第3項を追加	事後	条例制定に伴う修正
平成28年8月26日	I 5 ②所属長	課長 朝村 隆徳	課長 高木 祝二 事		人事異動に伴う変更
平成28年8月26日	I7 請求先	松山市 総務部 行政情報課	松山市 総務部 文書法制課	事後	組織変更に伴う変更
平成28年8月26日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成28年7月31日時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成28年7月31日時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	I3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条 第1項第3号、同条第3項	○番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○松山市個人番号の利用等に関する条例第3 条第1項第3号、同条第3項	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第27項)	○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令上の根拠を追加
令和2年3月19日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	Ⅱ2 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成31年4月1日時点 事後		時点修正
令和3年2月2日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年2月2日	Ⅱ2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項	事後	法改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	Ⅱ2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	表紙 特記事項	操作者に守秘義務を課し、操作カード(職員 証)やパスワードにより操作者を限定するととも	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	事後	認証方式の変更に伴う修正
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	型: 軽二輛及び小空目動二輛車・三輛以上の 軽自動車の軽自動車の登録事務 (1) 愛媛県軽自動車協会で受付した三輪以 上の軽自動車の軽自動車税申告書の登録、	2. 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の 軽自動車の軽自動車の登録事務 (1) 愛媛県軽自動車協会で受付した三輪以 上の軽自動車の軽自動車税申告書の登録、 変更、廃車 (2) 愛媛運輸支局で申告を受付した軽二輪 及び小型自動二輪車の税申告書の登録、変 更、廃車 (3) 軽自動車OSS連携システムにより申告 を受付した新車新規車両にかかる税申告書 データの登録	事後	軽自動車関係手続の電子化による修正
R4.11.11	II 1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
R4.11.11	II 2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
R5.11.13	II 1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
R5.11.13	Ⅱ2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正